

第百二号議案

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二の部臨港道路の項中「五百十六円」を「五百六十六円」に、「千六百五十八円」を「千九百十六円」に、「二百五十円」を「二百六十六円」に、「四百九十九円」を「五百六十六円」に、「八百三十二円」を「九百五十八円」に、「百九十円」を「二百三十円」に、「四百十六円」を「四百五十円」に、「四百六十六円」を「五百六十六円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

臨港道路の占用料の上限額を改定する必要がある。